

2020 年 9 月 15 日

学生の皆さんへ

課外活動の再開について

この度、本学 COVID-19 対策班において、「[新型コロナウイルス感染拡大のための西南女学院大学及び短期大学部の行動指針（BCP）](#)」が策定され、課外活動については、感染症警戒レベルが「レベル1」となった場合において、申請内容やヒアリングにより感染防止の取組みが十分に実施できると認められた学生団体に限り、「別紙」のとおり段階的に活動の再開を許可することになりました。

授業や学外実習をはじめ、学生生活におけるさまざまな学修の機会を持続的に確保するには、学生の皆さん一人ひとりが、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、3密を徹底的に回避するために身体的距離の確保など「新しい生活様式」を実践することが必要不可欠です。各自、高い意識を持って慎重な行動を心掛けてください。

課外活動の再開に向けては、別途定める「[課外活動の行動指針](#)」の遵守を前提に、各団体の活動や特性を踏まえ、現時点で考え得る最大限の感染防止対策について知恵を出し合いながら、申請の準備を進めてください。

なお、活動再開の可否が決定するまでには一定期間を要するため、9月16日（水）から申請書類の受付を開始します。具体的な手続きの流れは以下のとおりです。

■ 活動再開に関する手続きの流れ

1. 「課外活動再開許可願」「段階別行動計画表」を提出する

- UNIPA『サポート＆サービス』に「[①課外活動の行動指針](#)」「[②課外活動再開許可願](#)」「[③段階別行動計画表](#)」「[④健康チェックシート](#)」「[【参考】競技別ガイドライン](#)」を掲出していますので、プリントアウトしてください。
- 「[段階別行動計画表](#)」の作成にあたっては、「[課外活動の行動指針](#)」を踏まえるとともに、運動系の団体については各中央競技団体等が作成した感染症対策のガイドラインに加え、一般社団法人大学スポーツ協会が定める「[UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン](#)」も参考しながら、STEP1 から STEP3 の各段階について、① 期間、② 1週間当たりの活動頻度、③ 1回当たりの活動時間・人数、④ 活動場所、⑤ 活動内容等を検討し、必ず顧問の承認を得てください。
- 「[課外活動再開許可願](#)」「[段階別行動計画表](#)」は、学生課窓口または電子メールにより提出してください。電子メールの場合は、件名を「課外活動再開許可願(団体名)」とし、学生課メールアドレス（gakusei@seinan-jo.ac.jp）に送信してください。

2. 学生課によるヒアリングの実施

- ・ 学生課において「**段階別行動計画表**」の内容を確認後、ヒアリング（対面・電話・オンライン）の日時を調整します。
- ・ このヒアリングを踏まえ、行動計画表の見直しをお願いをすることがあります。

3. 活動再開の可否決定

- ・ 学内の施設利用の可否を含めた判断結果は、ヒアリングを踏まえ、後日学生課から各団体の代表者に連絡します。
- ・ 申請受付から活動再開の可否が決定するまでには1か月以上の期間を要することもあります。
- ・ 感染のリスク等が認められる活動は、許可しないこともあります。

4. 活動再開が許可された場合

【学内での活動】

- ① 学内の施設・設備の使用にあたって、「**施設・物品使用（借用）許可願**」と「**部活動届**」を活動予定日の5日前までに学生課に提出すること。
- ② 「**部活動届**」には、1週間ごとに活動計画を記入して提出すること。
- ③ 終了後1週間以内に、「**部活動報告書**」に感染防止対策を踏まえた活動であったかを詳しく記入し、当該期間中の各活動日の「**健康チェックシート**」を添えて、学生課に提出すること。

【学外での活動】

- ① 学外において活動を行う場合は、「**部活動届**」を活動予定日の5日前までに学生課に提出すること。
- ② 「**部活動届**」には、1週間ごとに活動計画を記入して提出すること。宿泊を伴う活動を計画する場合は、顧問の指導のもと、目的地への移動時や食事、入浴、宿泊時、会議室等の利用時を含めた「**感染防止計画書**」（自由様式）を作成して添付してください。
- ③ 公式試合及び大会・イベント等に参加する場合は、大会要項など大会の内容や感染防止策が分かる資料を添付すること。感染リスクへの対応が整わない場合は、参加を許可しないことがあります。
- ④ 「**部活動報告書**」に感染防止対策を踏まえた活動であったかを詳しく記入し、当該期間中の各活動日の「**健康チェックシート**」を添えて、学生課に提出すること。

別紙

西南女学院大学・短期大学部 BCP		課外活動の各段階における制限（目安） ※ 活動場所によっては、制限の範囲内であっても許可されない場合があります。			
レベル0 感染流行が収束している状況	通常	「 <u>新しい生活様式</u> 」の実践を前提に、課外活動を全面的に許可する。			
レベル1 国内で感染が認められる状況	感染防止対策を徹底することを各学生(団体)に求めた上で段階的に許可する。	段階名称	活動内容	公式試合、大会、イベント、合宿等	特記事項
		STEP 1 1～2週間程度	5名以下、1時間以内 個人・少人数での活動のみ可 学外者は指導員のみ入構可 県外での活動は不可 平日のみ活動可	全面禁止	
		STEP 2 2～4週間程度 (競技種目による)	15名以下、2時間以内 合同練習、練習試合可 学外者入構可 県外での活動は不可	宿泊を伴わないものに限って可	音楽系は、個人練習に加え、十分な感染防止対策を徹底したうえで、パート練習可。
		STEP 3 2～4週間程度 (競技種目による)	30名以下 学外者入構可 県外での活動可	合宿のみ不可	音楽系は、個人練習・パート練習に加え、十分な感染防止対策を徹底したうえで、合奏形式の練習可。
レベル2 国又は自治体（福岡県又は北九州市）から、教育機関に対する一定の行動制限要請がある状況	原則として全面禁止	オンラインによる会議・練習のみ許可する。			